

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する
検討会（第2回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

1. 未就園という表現について

0～2歳児の約6割を占める就園していないこどもについて、その家庭の状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないよう、「未就園児」ではなく「就園前児童」「就園前のこども」等の表現をお願いします。「未就学児童」と「就学前児童」では、ニュアンスが異なるのと同様です。

2. 事業実施者の指定について

改めて、実績があり条件を満たす事業者が排除されない仕組みとなるよう是非お願いします。行政の一時預かりの申請に手間がかかり申請条件等で利用しにくいいため、NPO等が行っている自主事業の一時預かりを活用しているといった声も聞こえてきます。多様な選択肢が増えるよう、地域の実績ある事業者を排除せず有効に活用してミスマッチを無くしていく必要があります。

3. こども誰でも通園制度の意義

保護者にとっては、必要な時に保育者という第三者の手を借りることが保障されている安心感、こども（我が子）の理解者が増えるといった観点からも意義があると考えます。また、地域の事業者が担うことで、地域への愛着や、支えられる側から支える側への循環が図られる等、ソーシャルキャピタルの構築にも寄与するものだと考えます。

4. こども誰でも通園制度と一時預かり事業の整理

こども誰でも通園制度が生後6か月からの利用となった場合、一時預かり事業がいわゆる「上乘せ・横出し」に対応可能な事業として整理するとしたら、同様に少なくとも生後6か月には一時預かり事業も利用できる必要があります。現状の一時預かり事業では、生後57日から利用可能な自治体がある一方で、生後1年からしか利用できない自治体等あり、かなりばらつきがあります。0歳児の受け入れ促進のためには職員配置の見直しも含めて、十分な予算措置が必要です。こども誰でも通園制度と一時預かり事業の一体的な整理・推進を丁寧をお願いします。

5. こども誰でも通園制度や一時預かり事業に特化した施設の整備促進について

特に、都市部においては就労家庭の保育ニーズが高く、保育所等において就労要件を満たさない家庭の定期利用や自由利用を量的に拡充するには一定期間が必要と考えられることから、定期利用や自由利用に特化した施設の整備促進も視野に入れる必要があると考えます。

例えば、横浜市が実施している「乳幼児一時預かり事業」は、以下のような仕組みとなっており、保育所等の一時保育を上回る実績をあげています。また、保育者についても、このような定期預かりや一時預かりの専門性が向上する効果が予測されます。是非、専用施設の設置促進を図るため、体制確保のための補助の拡充や家賃補助等の創設もご検討いただければと思います。

【横浜市乳幼児一時預かり事業の概要】

・事業の概要

乳幼児一時預かり事業は、理由を問わずに利用できるものであり、子育て中の養育者が、少しの間子どもと離れてリフレッシュしたり、用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的としている。また、短時間の就労を希望している養育者の保育ニーズに対応することにより、保育所への入所申込を分散するなど、待機児童の解消も目的としている。

・実施か所数 36 か所（8 時間実施型 21 か所、11 時間実施型 15 か所） * 令和 5 年 4 月 1 日現在

・実施内容 単独型として実施

開設時間：月曜日～金曜日

8 時間実施施設：10 時～15 時を含む連続した 8 時間

11 時間実施施設：7 時 30 分から 8 時 30 分に開始して連続した 11 時間

利用料金：1 時間 300 円以内（対象世帯によって減免あり） 定員：6～18 人

対象：横浜市の居住する生後 57 日～小学校入学前のお子様 利用限度：月に 120 時間

・定期利用・一時利用割合と平均利用時間

定期利用：約 2 割（約 7 時間） 一時利用：約 8 割（約 5.6 時間）

・利用の流れ 一時預かり WEB 予約システムで面談申し込みを行い、施設と電話で日程調整の上、施設に来所・面談する必要があります。

・予約 「一時預かり WEB 予約システム」で検索と予約が可能

・令和 5 年度変更点 【0 歳児加算の新設】

生後 57 日～6 か月未満：1,500 円/時間（1:1 相当） 6 か月以上～0 歳児：750 円/時間（2:1 相当）

* 参考 R 5 年予算 852,593 千円（一般財源 524,122 千円）

R 4 年予算 516,956 千円（一般財源 264,918 千円）

横浜市事業名	国の事業名	令和 4 年度実績 (延利用者数)	実施か所数	対象者	備考
保育所 (一時保育)	一時預かり 事業 (一般型)	87,761	約 530 か所 (実績有 428)	保育所等に 在籍してい ない就学前 児童対象	
横浜保育室 (一時保育)	一時預かり 事業 (一般型)	224	17 か所	同上	
乳幼児一時預 かり事業	一時預かり 事業 (一般型)	88,916	36 か所	同上	家賃補助等をつ けて民間施設 (認可外保育施設) での実施を可能と している
	合計	176,901			0,1,2 歳就園前 児童数で割る と年間 3.9 日